

「JASSO 災害支援金」について

自然災害等により、学生又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生が一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう支援金の支給を行うものです。

1. 申請資格

- (1) 本学に在籍中の学生
- (2) 「自然災害等の発生により、居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合」又は「自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が一カ月以上継続した場合（長期避難）」
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を修了できる見込みがあると学校長が認める学生

※科目履修生、研究生、聴講生は除く。

※成績不振による留年中に発生した災害は対象外。

2. 申請期間

自然災害発生月の翌月から6カ月以内

3. 支給額

10万円（返還不要）

- ・同一の災害につき申請は1回
- ・2020年4月1日より発生した災害につき申請可能
- ・日本学生支援機構の貸与・給付奨学金利用の有無は問わない。
- ・他の団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

★申請書や詳細については、学生生活課へ

★日本学生支援機構のホームページ（下記↓）でもダウンロード可能です。

URL: <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>